**時間単位の年次有給休暇に関する協定書**

株式会社○○○○（以下「会社」という。）と株式会社○○○○従業員代表□□□□は、時間単位の年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第 条 時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）は、すべての従業員を対象とする。

（日数の上限）

第 条 時間単位年休を取得することができる日数は、１年につき５日以内とする。この５日には前年の時間単位年休の繰越し分を含めることとする。 時間単位年休を５日取得したために、前年から繰り越した１日未満の時間が取得できなかった場合は、この時間分は翌年度に繰越す。

（１日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第 条 時間単位年休を取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。

(1) 所定労働時間が３時間を超え４時間以下の者 ４時間

(2) 所定労働時間が４時間を超え５時間以下の者 ５時間

(3) 所定労働時間が５時間を超え６時間以下の者 ６時間

(4) 所定労働時間が６時間を超え７時間以下の者 ７時間

(5) 所定労働時間が７時間を超え８時間以下の者 ８時間

（時間単位年休の取得単位）

第 条 時間単位年休を取得する場合は、１時間単位で取得するものとする。

（時間単位年休の取得手続）

第 条 時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の１時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

（協定の効力）

第 条 本協定は、●●年●●月●●日より効力を発する。

以上

　　年　　月　　日

株式会社○○○○

代表取締役 　　　　 印

従業員代表 　　　　 印